



株式会社 フォーバル・リアルストレート

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社フォーバル・リアルストレートと称し、英文では、Forval RealStraight Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気通信、映像および音響機器の販売、設置工事ならびに保守管理
2. コンピューターおよび端末装置の販売、設置工事ならびに保守管理
3. オフィス・オートメーション機器の企画、製造、販売、設置工事および保守管理
4. エレクトロニクス製品、電気製品、情報関連機器の輸出入、販売、設置工事および保守管理
5. 損害保険代理店業および生命保険の募集に関する業務
6. コンピュータネットワークシステムの企画、開発、販売
7. 電気通信事業法に基づく電気通信回線の販売並びに加入契約媒介代理業務
8. 販売促進及び企業経営全般に対するコンサルティング事業
9. 企業の経営管理及び販売活動に関する人材育成のための教育及び養成
10. 教育出版物および教材の製作、販売
11. 情報処理および情報提供サービス業
12. 店舗、事務所のインテリアの企画、設計および内装仕上工事ならびに監理
13. 土木工事、建築工事、設備工事、その他建設工事の企画、設計、監理、施工および請負
14. 家具、什器備品、文房具の企画、製造、販売および輸出入
15. 有価証券の売買、金銭の貸付、債務の保証、クレジットカード業および代金前払方式の磁気カードの発行ならびに販売
16. 動産、自動車および電話加入権のリース、レンタルならびにその仲介業
17. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業および生命保険の募集に関する業務
18. 不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋および管理
19. 古物の売買
20. 労働者派遣事業
21. 貨物自動車運送業
22. 経営に関するコンサルティング業務
23. 前各号の業務にかかわるコンサルティングおよび情報収集、情報提供サービス業務

24. 前各号に関する顧客の仲介、斡旋業務

25. 前各号に付帯または関連する一切の事業および業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他止むを得ない事由が生じたときは、東京都にて発行する日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、84,300,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引または公開買付の方法により、自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料ならびに株主権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年4月1日から3ヶ月以内に招集する。臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、会社法施行規則第94条に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は、7名以内とする。

(取締役の選任方法)

第19条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、その他の取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 当社は取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長を1名置き、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。

2 取締役社長は、当社を代表し、会社の業務を統括する。

3 取締役会は、その決議により、取締役社長の他に当社を代表する取締役を選任することができる。

(取締役会の招集者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会を招集するときは、会日から3日前までに各取締役および各監査役に対しその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該決議事項を可決承認する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに署名または記名押印もしくは電子署名をしなければならない。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第30条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の

議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

(常勤の監査役)

第32条 当社は監査役会の決議により、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会を招集するときは、会日から3日前までに各監査役に対しその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査会を開催することができる。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役会の決議)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第44条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として金銭の分配（以下「中間配当」という。）を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第45条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未支払の期末配当金および中間配当金に対しては利息をつけない。

最終変更 平成27年6月26日